



古紙のリサイクルにご協力を!

堺市環境マスコットキャラクター「ムーやん」

本市で平成28年度に実施した、市内事業所から排出される事業系一般廃棄物の実態調査の結果によると、清掃工場に搬入される事業系一般廃棄物のうち、リサイクル可能な古紙は**約25%**と大きな割合を占めていました。

この結果を踏まえ、本市では、さらなる古紙のリサイクル促進に向けて、平成30年4月から「**事業系古紙回収協力事業所制度**」を始めました!この機会に事業所から出る古紙のリサイクルに取り組んでみませんか?

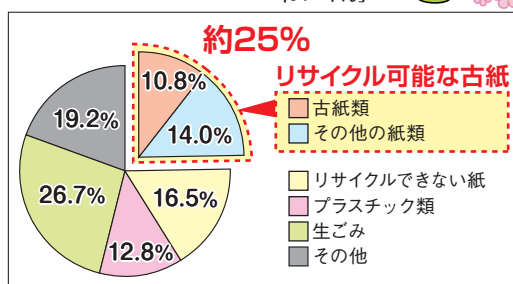


図 事業系一般廃棄物に占めるリサイクル可能な古紙の割合(重量比)

事業系古紙回収協力事業所制度とは?

事業所で不要になったOA紙などの古紙を、事業系古紙回収協力事業所の営業時間内であれば、**自由に持ち込むことができる**制度です。

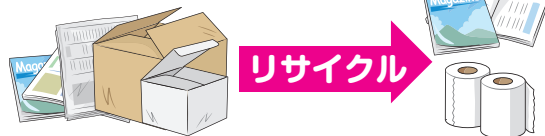
対象品目	新聞	ダンボール	雑誌	OA用紙	その他の古紙	シュレッダー紙
例えば…	事務所でいらなくなった新聞や雑誌	オフィスから出たシュレッダー紙	工場から排出したダンボール など			

※産業廃棄物にかかる紙くずは除く



◆ 制度を利用するメリット ◆

- ✓ 保管場所に困っていた古紙を**手早く**片づけることができます!
- ✓ 営業時間内は、**いつでも**持ち込むことができます!
- ✓ 回収された古紙は**再生紙**などに生まれ変わります!



古紙を出す際の注意点

- ・「新聞」、「ダンボール」、「雑誌」、「OA紙」、「その他の古紙」は**回収品目ごとにヒモでしばる**。紙袋には入れない。できるだけ紙ひもを使う。
- ・「シュレッダー紙」は透明の袋に入れる。
- ・窓あき封筒などに付いているビニールは取り除く。
- ・ファイルなどに付いている金属やプラスチックは取り除く。
- ・紙に貼られたシールや粘着テープは取り除く。
- ・**禁忌品**(右記参照) や古紙以外はリサイクルのさまたげになるので、**古紙に混ぜない**。

主な禁忌品

- ・防水加工された紙 ・油紙 ・写真
- ・金、銀などの金属が箔押しされた紙
- ・合成紙 ・昇華転写紙
- ・感熱性発泡紙 ・感熱紙
- ・カーボン紙、ノーカーボン紙
- ・複合素材の紙 ・においのついた紙
- ・汚れた紙

事業系古紙回収協力事業所一覧など、制度の詳細は下記のホームページをご覧ください。

http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/jigyosho/jigyogomi/kyouryoku/index.html



申込受付中! 事業系一般廃棄物減量セミナーのご案内

本市では、事業者の皆様を対象に、廃棄物に対する必要な知識と事業系一般廃棄物を排出する排出事業者としての責務に関する理解を深めることを目的として、今年度も下記のとおりセミナーを開催しますので、この機会にぜひご参加ください。

平成31年 **2月22日(金)** 14:00～16:00 (開場13:30)

会場: 堺市産業振興センター イベントホール

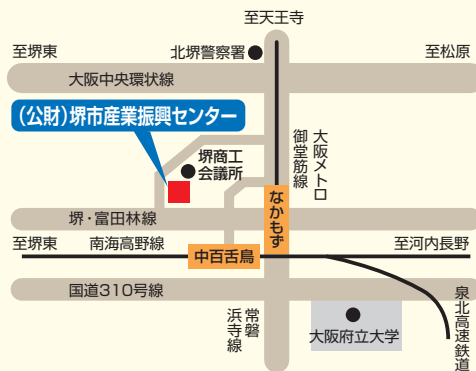
講師: 京都大学地球環境学堂 准教授 浅利 美鈴氏

イオンリテール株式会社 近畿カンパニー

人事総務部 総務グループマネージャー

越川 薫雄氏

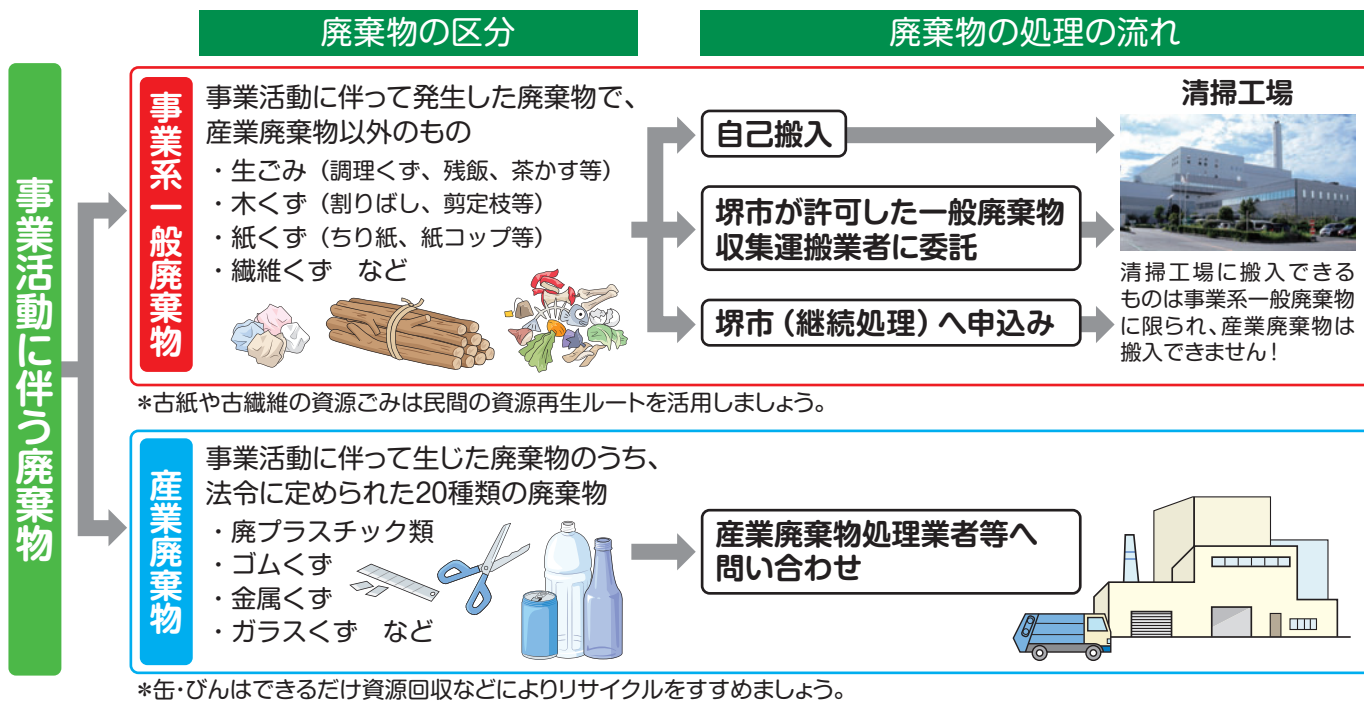
**参加無料
要申込**



★申込は、「団体名」「参加者名」を記載し、資源循環推進課へメールまたはFAXを送付ください。
堺市電子申請システムでも申込可。締切は**2月15日(金) 必着**。

廃棄物は適正に処理しましょう!

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者の責任において適正に処理しなければなりません。廃棄物の適正な区分や処理の流れを正しく理解していただくとともに、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量にご協力をお願いいたします。



Quiz? No.1 ~ 事業系一般廃棄物or産業廃棄物(紙くず編) ~

次の廃棄物は事業系一般廃棄物か産業廃棄物のどちらに該当するのでしょうか。

- Q1.** 事務所で不要になった雑誌
- Q2.** オフィスでシュレッダー処理した書類
- Q3.** 出版業で印刷出版した際に出た紙ごみ

- A1. 事業系一般廃棄物
- A2. 事業系一般廃棄物
- A3. 産業廃棄物

(解説)
紙くずは、建設業、出版業など特定の業種から排出された場合のみ産業廃棄物に該当し、それ以外の場合は事業系一般廃棄物に該当します。